

柏都市計画

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
の見直し

■ 本日の報告内容

前回

令和7年7月23日
都市計画審議会報告事項

- 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の概要について
- 都市計画見直しの主旨・目的について

本日

令和8年2月17日
都市計画審議会報告事項

- 7月以降の動きについて
- 住民説明会及び縦覧の結果等について
- スケジュールの変更について

次回以降

都市計画審議会（諮問）

- 柏都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

■ 都市計画法第6条の2に基づき、**県**が定める都市計画です。

【都市計画法抜粋】

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)
第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**を定めるものとする。

- 都市計画区域ごとに作成するもの。
- 主に、「区域区分の決定の有無及び当該区分を定めるときはその方針」、「都市計画の目標」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を、**概ね20年後の都市の姿を見通しつつ10年後を目標年次として定める。**

柏都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年3月4日

千葉県

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

■ 広域都市計画マスタープランとは

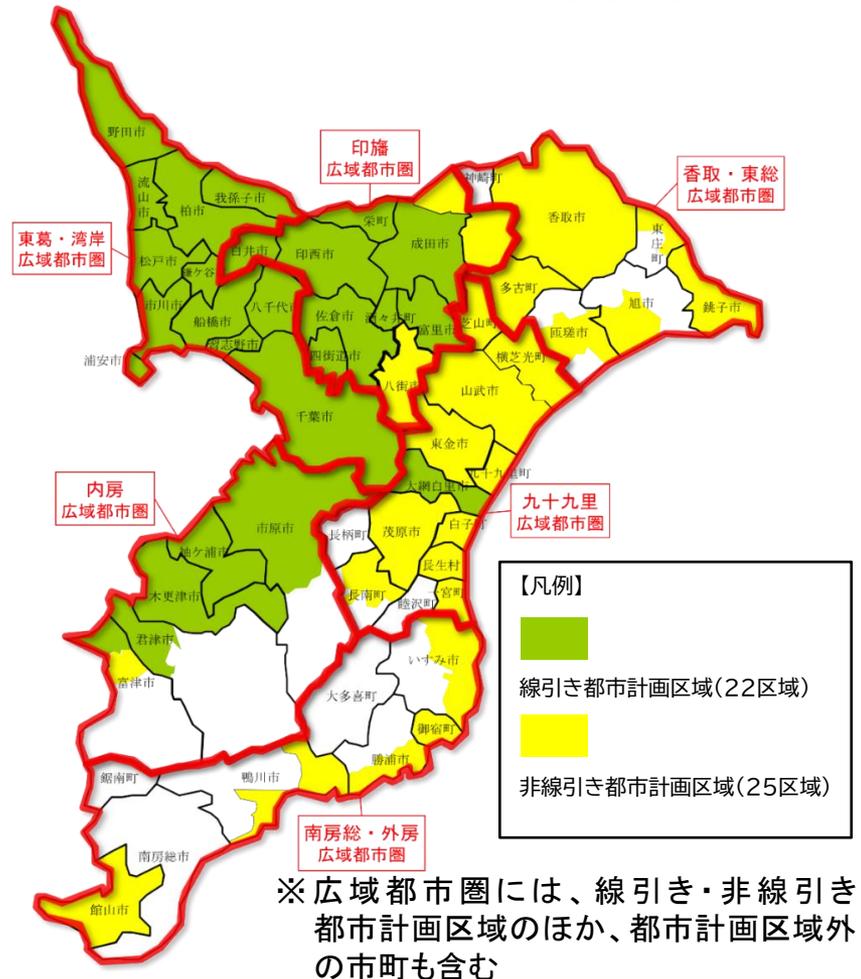
策定の背景・考え方

人口減少や広域幹線道路の整備進展、
県民の生活・経済圏の拡大、
自然災害の頻発化・激甚化 など、
県を取り巻く状況の変化に適切に対応
していくためには、広域的な視点に立って
都市計画を推進していくことが必要

都市計画区域を超えた広域的な枠組みと
して**6つの広域都市圏**を設定し、広域都
市圏毎に「**広域都市計画マスタープラン**」
を定め、広域的な視点から、都市づくりの
方向性や方針を示すとともに、拠点やネッ
トワークを配置し、合理的な土地利用の
規制・誘導を図る

広域都市圏の設定

県総合計画を踏まえた「**6 圏域**」を設定



■ 柏市の案の作成

①「**柏市第六次総合計画**」の内容を反映すること。

⇒「目指す将来の姿」と「基本的な目標」の各記載を柏区域パートにおける「都市づくりの基本理念」として反映しました。

②「**柏市都市計画マスタープラン**」の内容を反映すること。

⇒「柏駅や柏の葉キャンパス等の都市拠点」の位置づけや「柏インターチェンジ周辺における産業イノベーションに対応する拠点形成に努める」旨などを反映しました。

③「**都市施設・市街地開発事業**」の内容を反映すること。

⇒「柏駅における、駅及び交通広場を含めた駅周辺の一体的な整備」などを反映しました。

■前回都市計画審議会(令和7年7月)以降の動き

- ① 柏市申出案(市案)の住民説明会を実施(9月27日)
 - ・参加者:3名
 - ・説明内容:見直し検討内容(案)について
- ② 市案の縦覧を実施(9月29日から10月14日)
 - ・縦覧者:1名
 - ・意見書:1件 後ほど報告事項3で報告します。
- ③ 千葉県へ案を申出(11月25日)
 - ・現在は千葉県が法定手続きを進めています。
- ④ 案の概要の縦覧を実施(12月12日から12月26日)
 - ・縦覧者:なし ・公述申し出:なし(公聴会中止)

■スケジュール

